# 電気通信事業法施行規則 (昭和六十年郵政省令第二十五号)

## (傍線部分は改正部分)

太字
,は情報通信審議会
への必要的諮問事項

現

行

	三十一条第一項の総務省令で定める料金を含む。) 及び法第
の計画を記載した書	又は法第三十一条の三第一項の規定により届け出た料金(第
提供を受けて、利用	届け出、若しくは同条第四項の規定により認可を受けた料金
四 他の電気通信事業	四の電気通信事業者から法第三十一条第一項の規定により
->三 (略)	->三 (略)
4 (略)	4 (略)
2・3 (略)	2 · 3 (略)
第三条 (略)	第三条 (略)
(事業の許可申請)	(事業の許可申請)
	改正案

素者から契約約款に基づき電気通信役務の

**用者に電気通信役務を提供する場合は、そ** 

類

規定により認可を受けた技術的条件を含む。

)又は法第三十

約款等」という。)に基づき電気通信役務の提供を受けて、

一条の四第九項の規定により届け出た契約約款(以下「契約

事項及び法第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の

項の認可を受けた契約約款(同条第一項の総務省令で定める

三十一条の四第一項の規定により届け出、

若しくは同条第三

利用者に電気通信役務を提供する場合は、その計画を記載し

た書類

五他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けて、

利用者に電気通信役務を提供する場合は、当該電気通信事業

者との契約書の写し又はその計画を記載した書類

六~十八 (略)

(技術基準適合確認の手続)

2・3 (略)

第六条

(略)

4 他の電気通信事業者から契約約款等に基づく電気通信役務の

提供、又は卸電気通信役務の提供を受けて、利用者に電気通信

供を受ける電気通信役務に用いられる電気通信設備については役務を提供する場合において、当該他の電気通信事業者から提

前二項の規定にかかわらず、第一項の申請書に、当該電気通

信設備が既に技術基準適合確認を受けていることを示す書類を

添付しなければならない。

(変更の許可)

第十条 (略)

五~十七 (略)

(技術基準適合確認の手続)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 他の電気通信事業者から契約約款に基づき電気通信役務の提

供を受けて、利用者に電気通信役務を提供する場合において、

当該他の電気通信事業者から提供を受ける電気通信役務に用い

第一項の申請書に、当該電気通信設備が既に技術基準適合確認られる電気通信設備については、前二項の規定にかかわらず、

を受けていることを示す書類を添付しなければならない。

(変更の許可)

第十条 (略)

一 (略)

イ (略)

務の提供、又は卸電気通信役務の提供を受けて、利用者に口が他の電気通信事業者から契約約款等に基づく電気通信役

電気通信役務を提供する場合は、当該電気通信事業者との

契約書の写し又はその計画を記載した書類

八・二 (略)

二 (略)

イ・ロ (略)

務の提供、又は卸電気通信役務の提供を受けて、利用者にハー他の電気通信事業者から契約約款等に基づく電気通信役

電気通信役務を提供する場合は、当該電気通信事業者との

契約書の写し又はその計画を記載した書類

二· ホ (略)

三 (略)

イ~ハ (略)

電気通信役務を提供する場合は、当該電気通信事業者との務の提供、又は卸電気通信役務の提供を受けて、利用者に二の他の電気通信事業者から契約約款等に基づく電気通信役

契約書の写し又はその計画を記載した書類

一 (略)

イ (略)

の提供を受けて、利用者に電気通信役務を提供する場合は口の電気通信事業者から契約約款に基づき電気通信役務

その計画を記載した書類

八・二 (略)

二 (略)

イ・ロ (略)

の提供を受けて、利用者に電気通信役務を提供する場合は八(他の電気通信事業者から契約約款に基づき電気通信役務

その計画を記載した書類

二·ホ (略)

三 (略)

イーハ (略)

、こう十回に引伐から帰頼。の提供を受けて、利用者に電気通信役務を提供する場合は二(他の電気通信事業者から契約約款に基づき電気通信役務

その計画を記載した書類

第十一条 (略)(軽微な変更)

(略)

二業務区域の変更にあつては、次のもの。

業務区域の変更にあつては、次のもの。

電気通信設備の概要の変更が次号に該当するものる業務区域の増加であつて、当該業務区域の増加に伴う更の許可)を受けた業務区域が存する都道府県内におけ、既に事業の許可(変更の許可があつた場合は、当該変

該減少後の業務区域における電気通信役務の提供に著し気通信設備の概要が変更されないものであり、かつ、当気 業務区域の減少であつて当該業務区域の減少に伴い電

ロ 卸電気通信役務の提供に係る業務区域の変更

い影響を与えないと認められるもの

三 (略)

(特定電気通信役務の範囲)

ホーチ (略)

第十一条 (略)

一 (略)

三 (略)

(特定電気通信役務の範囲)

第十九条の三 ಠ್ಠ 役務及び端末設備の提供に係る電気通信役務を除く。) とす 役務に代替され利用者の利益に及ぼす影響が低下した電気通 する通信に用途が限定されている電気通信役務、 付加的な機能の提供に係る電気通信役務、 役務は、 次に掲げるもの(利用者の利益に及ぼす影響が少ない 法第三十一条第三項の総務省令で定める電気通 特定の業務の用に供 他の電気通 信 信 信

役務 第一種指定電気通信設備のみを用いて提供される音声伝送 (電話及び総合デジタル通信サービスに限る。

第一種指定電気通信設備のみを用いて提出される専用役務

(特定電気通信役務の種別)

第十九条の四 法第三十一条第三項の総務省令で定める電気通信

役務の種別は、次のとおりとする。

(略)

二 音声伝送役務であつて第二十三条の二第四項第一号イに規 定する第 一種指定端末系伝送路設備のみを用いて提供される

もの

Ξ (略)

> 第十九条の三 役務は、 少ない付加的な機能の提供に係る電気通信役務、 気通信役務及び端末設備の提供に係る電気通信役務を除く。 用に供する通信に用途が限定されている電気通信役務、 気通信役務に代替され利用者の利益に及ぼす影響が低下した電 次の各号に掲げるもの(利用者の利益に及ぼす影響が 法第三十一条第三項の総務省令で定める電気通信 特定の業務 他の電 の

とする。

、電話及び総合デジタル通信サービスに限る。 指定電気通信設備のみを用いて提供される音声伝送役務

指定電気通信設備のみを用いて提出される専用役務

第十九条の四 (同上)

特定電気通信役務の種別)

(略)

定する指定端末系伝送路設備のみを用いて提供されるもの 音声伝送役務であつて第二十三条の二第四項第一号イに規

 $\equiv$ (略)

### (契約約款の届出)

旧対照)を記載した書類を添えて提出しなければならない。二の届出書に、契約約款(変更の届出の場合は、契約約款の新とする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十六の二の第二十一条 法第三十一条の四第一項の規定による届出をしよう

(契約約款の届出及び認可を要しない提供条件)

第二十一条の二 (略)

一・二 (略)

(第一種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供に関す

る契約約款の認可の申請)

る者は、様式第十六の三の申請書に、契約約款の案(変更の認第二十一条の三)法第三十一条の四第三項の認可を受けようとす

て提出しなければならない。

可申請の場合は、

契約約款の新旧対照)を記載した書類を添え

(標準契約約款に係る届出)

とする者は、様式第十六の四の届出書を提出しなければならな第二十二条 法第三十一条の四第五項の規定による届出をしよう

## (契約約款の認可の申請)

(契約約款の認可を要しない提供条件)

第二十一条の二 (略)

一・二 (略)

(標準契約約款に係る届出)

する者は、様式第十六の四の届出書を提出しなければならない。第二十二条 法第三十一条の四第三項の規定による届出をしようと

### (料金等の公表)

定等) (禁止行為等の規定の適用を受ける第一種電気通信事業者の指

ものとする。 を受けることとなる第一種電気通信事業者にその旨を通知する う。この場合において、総務大臣は、当該指定又は指定の解除 同条第二項の規定による指定の解除は、告示によつてこれを行 第二十二条の三 法第三十七条の二第一項の規定による指定又は

が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務する第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者一とする。この場合において、法第三十八条の三第二項に規定2 法第三十七条の二第一項の総務省令で定める割合は、四分の

提供の業務に係る収益の額を合算した額は、次に掲げる額の合う。)と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務のに係る業務区域(以下この項において「対象業務区域」とい

一一当該第一種電気通信事業者が設置する第二種指定電気通信計額とする。

設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る収益の額

- 合を乗じた額を計算し、これらを合算した額者を除く。)のすべてについてイに掲げる額に口に掲げる割を提供している電気通信事業者(前号の第一種電気通信事業を提供している電気通信事業者(前号の第一種電気通信役務 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分につ
- 益の額業者が提供する同種の電気通信役務の提供の業務に係る収業者が提供する同種の電気通信役務の提供の業務に係る収イー当該電気通信事業者の業務区域において当該電気通信事
- おける総数に占める当該都道府県における数の割合る特定移動端末設備の、当該電気通信事業者の業務区域に回り、当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信役務に係り
- の電気通信役務を提供している電気通信事業者(第一号の第ついては、当該部分が属する都道府県の区域内において同種三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分に

項の公表) (電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関する事

| るまでの間、これを行わなければならない。| 2 | 前項の公表は、前項の備置きの日から起算して五年を経過す

- 貸借対照表
- 二損益計算書
- 三 固定資産等明細表
- 四 関係会社債権明細表四 関係会社投資明細表
- 六 関係会社債務明細表
- 七 役務別損益明細表
- 九 専用役務損益明細表
- 十 附帯事業損益明細表
- | 締役及び監査役の兼務状況 | 一 | その他重要事項明細表のうち、子会社との取引並びに取

(特定関係事業者の指定又はその解除)

(他の電気通信事業者に不利な取扱いをするやむを得ない理

ないおそれがあることとする。
使用の禁止その他の契約に定める事項を履行せず、又は履行しを額の支払い、使用期間その他の使用条件、守秘義務、目的外定めるやむを得ない理由は、他の電気通信事業者が負担すべき第二十二条の六 法第三十七条の三第三項ただし書の総務省令で

五の報告書に、当該事業年度に係る次の事項を記載した書類をようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第十六の第二十二条の七 法第三十七条の三第五項の規定による報告をしく (禁止行為の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告)

添えて総務大臣に提出しなければならない。

扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容表その他特定関係事業者及びそれ以外の電気通信事業者の取掲げる事項及び二に掲げる事項について、条件の設定及び公開がの場別でである。

- イ電気通信設備の設置又は保守
- コ 土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用
- ハ情報の提供
- 一 電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しく

### は代理又は業務の受託

事項の実施状況号の公表された条件によつて実施した同号イから二に掲げる二、特定関係事業者及びそれ以外の電気通信事業者の別に、前二

外の電気通信事業者ごとに、理由、条件及びその実施状況掲げる事項を実施した場合には、特定関係事業者及びそれ以三 第一号の公表された条件によらないで同号イから二までに

(第一種指定電気通信設備の基準等)

を通知するものとする。 けることとなる設備を設置する第一種電気通信事業者にその旨てこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定を受第二十三条の二 法第三十八条の二第一項の指定は、告示によつ

2・3 (略)

4 法第三十八条の二第一項の電気通信設備であつて総務省令で

定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

イ 固定端末系伝送路設備を直接収容するもの (以下「第一

種指定端末系交換等設備」という。)

ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつ

指定電気通信設備の基準等)

第二十三条の二 (略)

2・3 (略)

定めるものは、次の各号に掲げるものとする。4 法第三十八条の二第一項の電気通信設備であつて総務省令で

一 (略)

イ 固定端末系伝送路設備を直接収容するもの (以下「指定

端末系交換等設備」という。)

ロ 指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて、当該

「第一種指定中継系交換等設備」という。) て、当該単位指定区域内における通信を行うもの (以下

- 二 伝送路設備であつて次に掲げるもの
- 送路設備(以下「第一種指定市内伝送路設備」という。)下「第一種指定市内交換局」という。)間に設置される伝イ(第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物(以
- 定中継系伝送路設備」という。) いう。) との間に設置される伝送路設備 (以下「第一種指が設置されている建物 (以下「第一種指定中継交換局」との 第一種指定市内交換局と、第一種指定中継系交換等設備
- 及び端末の認証等を行うための設備される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御三の第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供

四 (略)

( 第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の

申請)

第二十三条の三 (略)

( 第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の

単位指定区域内における通信を行うもの(以下「指定中継

系交換等設備」という。

- 一 伝送路設備であつて次に掲げるもの
- | 定市内交換局」という。)間に設置される伝送路設備(以イ | 指定端末系交換等設備が設置されている建物(以下「指

下「指定市内伝送路設備」という。)

- う。) 置される伝送路設備(以下「指定中継交換局」という。)との間に設いる建物(以下「指定中継交換局」という。)との間に設口 指定市内交換局と、指定中継系交換等設備が設置されて
- 電気通信役務に係る情報の管理及び役務の制御を行うための三(指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される)

設備

四 (略)

( 指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の申請)

第二十三条の三 (略)

( 指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

#### 基準)

## 第二十三条の四 (略)

- ある固定端末系伝送路設備をいう。以下同じ。) における、一 第一種指定端末系伝送路設備 (第一種指定電気通信設備で
- 利用者の電気通信設備の側の箇所
- | | 第一種指定市内交換局に設置される主配線盤であつて次に
- イ・ロ (略)

掲げるもの

- 一種指定端末系伝送路設備の反対側の箇所三の第一種指定市内交換局に設置される伝送装置における、第三の第一種指定市内交換局に設置される伝送装置における、第二のでは、第一種指定では、第一種指定では、第一種
- れる設備を除くものをいう。)における、第一種指定端末系一種指定端末系交換等設備であつて電話役務の提供に用いら者モジュール(主として音声伝送役務の提供に用いられる第四 第一種指定市内交換局に設置されるIインタフェース加入
- 等設備との間に設置される伝送装置備又は第一種指定中継系伝送路設備と第一種指定端末系交換五、第一種指定市内交換局において、第一種指定市内伝送路設

伝送路設備の側の箇所

等設備における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所六の第一種指定市内交換局に設置される第一種指定端末系交換

## 第二十三条の四(略)

- 通信設備の側の箇所系伝送路設備をいう。以下同じ。)における、利用者の電気系伝送路設備をいう。以下同じ。)における、利用者の電気指定端末系伝送路設備(指定電気通信設備である固定端末
- | 指定市内交換局に設置される主配線盤であつて次に掲げる
- もの

イ・ロ

へ 略

- | 系伝送路設備の反対側の箇所 | 指定市内交換局に設置される伝送装置における、指定端末
- 所くものをいう。)における、指定端末系伝送路設備の側の箇系交換等設備であつて電話役務の提供に用いられる指定端末ュール(主として音声伝送役務の提供に用いられる指定端末四 指定市内交換局に設置されるIインタフェース加入者モジ
- る、指定端末系伝送路設備の側の箇所六、指定市内交換局に設置される指定端末系交換等設備におけ

1975年 七 第一種指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る主

配線盤

中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される単位八 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路

トプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備をい九(第一種指定中継交換局に設置されるルータ(インターネッ

設備との間に設置される伝送装置

.

信号用伝送装置「種指定中継交換局に設置される「種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置されるの場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第換を行う設備(以下「信号用中継交換機」という。)の設置

2 法第三十八条の二第三項第一号二の総務省令で定める事項は、

一 他事業者が接続の請求等を行う場合における次の事項

他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であつて次に

次のとおりとする。

掲げる事項を含むもの

1

七 指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る主配線盤

路設備と指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置位指定区域に設置されている指定中継系交換等設備間の伝送指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単八 指定中継交換局において、指定中継系伝送路設備又は当該

トコルにより符号を交換するための電気通信設備をいう。)九 指定中継交換局に設置されるルータ (インターネットプロ

定市内交換局及び指定中継交換局に設置される信号用伝送装の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに指換を行う設備(以下「信号用中継交換機」という。)の設置十 信号用中継交換機(信号の交換を行う設備をいう。)の交

置

2 (同上)

(同上)

イ (同上)

- 請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続路条件、光信号用の伝送路設備の敷設状況その他接続の1)第一種指定電気通信設備である端末系伝送路設備の線
- (2) · (3) (略)

口・八

へ 略

路及びとう道に設置する場合における次の事項定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の建物、管置を含む。以下この号及び次号において同じ。)を第一種指信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続に必要な装設置する第一種電気通信設備を介した間接的な接続に必要な装置 (第一種指定電気通信設備を

設置する場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの要な装置を含む。以下この号及び次号において同じ。)を気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続に必を設置する第一種電気通信事業者が設置する第一種指定電イ 他事業者が接続に必要な装置 (第一種指定電気通信設備

続に必要な装置を含む。以下この号及び次号において同定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接備を設置する第一種電気通信事業者が設置する第一種指1、他事業者が接続に必要な装置(第一種指定電気通信設

に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続件、光信号用の伝送路設備の敷設状況その他接続の請求刊。指定電気通信設備である端末系伝送路設備の線路条

(2) · (3) (略)

口・八 (略)

する場合における次の事項 置する第一種電気通信事業者の建物、管路及びとう道に設置下この号及び次号において同じ。)を指定電気通信設備を設電気通信設備を介した間接的な接続に必要な装置を含む。以電気通信設備を介した間接的な接続に必要な装置を含む。以他事業者が接続に必要な装置(指定電気通信設備を設置す

の手続であつて次に掲げる事項を含むものが、以下この号及び次号において同じ。)を設置する場合外の電気通信設備を介した間接的な接続に必要な装置を含外の電気通信設備を介した間接的な接続に必要な装置を含い 他事業者が接続に必要な装置(指定電気通信設備を設置

置を含む。以下この号及び次号において同じ。)を設置備以外の電気通信設備を介した間接的な接続に必要な装置する第一種電気通信事業者が設置する指定電気通信設備を設い、他事業者が接続に必要な装置(指定電気通信設備を設

を他事業者が受ける手続じ。)を設置することが可能な場所に関する情報の開示

(2) 他事業者が接続に必要な装置(第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信設備を介した間接的な接続に必要な装置を含む。以下この号及び次号において同じ。)の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備をの音を担否するものである場合にはその合理的の請求に係る建物への立入り(当該設置に応じる場合の当該回答及び当該設置のための場所がないために当該設置を拒否する旨の当該回答に関する確認のための立入りを含む。)を受ける手続(他事業者が設置する第一種指定である場合にはその合理的の請求に係る建物への立入り(当該設置に応じる場合の当該回答に関する確認のための立入りを含む。)を受ける手続(他事業者が設置する第一種指定である場合の当該回答に関する確認のための立入りを含います。

(3) (略)

) の手続を含む。)

- が立会いをする手続業者が工事又は保守を行う場合の工事又は保守に他事業者等。第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事
- を設置する第一種電気通信事業者が設置する第一種指定電口の他事業者が接続に必要な装置(第一種指定電気通信設備

受ける手続することが可能な場所に関する情報の開示を他事業者が

- (2) 他事業者が接続に必要な装置(指定電気通信設備を設置する旨の当該回答に関する確認のための立入りを含む。)を受ける手続(他事業者が設置する指定電気通信設備を介した間接的な接続に必要な装不に係る建物への立入り(当該設置に応じる場合の当該を含む。)を受ける手続(他事業者による当該設置の語を含む。)を受ける手続(他事業者による当該設置の語を含む。)を受ける手続(他事業者による当該設置の語を含む。)を受ける手続(他事業者による当該設置を担否する旨の当該の場所がないために当該設置を拒否する旨の当該回答に関する確認のための立入りを含む。)の手続を含む。)
- (3) (略)
- 会いをする手続工事又は保守を行う場合の工事又は保守に他事業者が立仏。指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が
- する第一種電気通信事業者が設置する指定電気通信設備以口の他事業者が接続に必要な装置(指定電気通信設備を設置

電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続に 標準的期間) の設置を拒否するものであるときは、当該回答の日までの 必要な装置を含む。 通信設備を設置する第一種電気通信事業者が設置する指定 での標準的期間(当該回答が接続に必要な装置(指定電気 置する第一種電気通信事業者に請求した日から当該検討の 設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設 要な装置を含む。 を除く。 結果の回答を受け当該回答に係る設置の工事が始まる日ま 気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続に必 (他事業者の責めに帰すべき事由による期間 以下この号及び次号において同じ。 以下この号及び次号において同じ。 の

に帰すべき事由による期間を除く。)者が工事を行う場合の工事の標準的期間(他事業者の責めハー第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業

二 (略)

者が工事又は保守を行う場合の工事又は保守に関して他事ホー第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業

へ その他他事業者が接続に必要な装置 (第一種指定電気通

業者が負担すべき金額

業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。) 外の電気通信設備を介した間接的な接続に必要な装置を含む。以下この号及び次号において同じ。)の設置を担否するも、以下この号及び次号において同じ。)の設置を担否するも、以下この号及び次号において同じ。)の設置を担否するも、以下この号及び次号において同じ。)の設置を担否するものであるときは、当該回答の日までの標準的期間(当意通信設備を介した間接的な接続に必要な装置を含む。第一種電気通信事業者が設置する指定電気通信設備を設置する第一種電気通信設備を介した間接的な接続に必要な装置を含め、のであるときは、当該回答の日までの標準的期間(当意)のであるときは、当該回答の日までの標準的期間(当意)のであるときは、当該回答の日までの標準的期間(当意)のであるときは、当該回答の日までの標準的期間)(他事であるときは、当該回答の日までの標準的期間)(他事であるときは、当該回答の日までの標準的期間)(他事であるときは、当該回答の日までの標準的期間)(他事であるときは、当該回答の日までの標準的期間)(他事であるときは、当該回答の日までの標準的期間)(他事であるときは、当該回答の日までの標準的期間)(他事であるときは、当該回答の日までの標準的期間)(他事を含めるときないのであると言いである。)の設置を言いる。

べき事由による期間を除く。)事を行う場合の工事の標準的期間(他事業者の責めに帰すハー指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が工

二 (略)

負担すべき金額事又は保守を行う場合の工事又は保守に関して他事業者がホー指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が工

へ その他他事業者が接続に必要な装置 ( 指定電気通信設備

び条件じ。)を設置する場合の当該他事業者が負担すべき金額及じ。)を設置する場合の当該他事業者が負担すべき金額及結に必要な装置を含む。以下この号及び次号において同指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接信設備を設置する第一種電気通信事業者が設置する第一種

ける次の事項設置する第一種電気通信事業者の電柱等に設置する場合においる場合を発出を発出を第一種指定電気通信設備を三の他事業者が接続に必要な装置を第一種指定電気通信設備を

### イ~ハ (略)

次の事項が現に設置する屋内配線を他事業者が利用する場合における四、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者

### イ~ハ (略)

正な原価に照らし公正妥当な金額して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適が他事業者の料金を請求し、又は回収する場合に、これに関五 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者

項(第二十三条の六第二号に定めるものを除く。) 及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事六 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者

る場合の当該他事業者が負担すべき金額及び条件置を含む。以下この号及び次号において同じ。)を設置す設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続に必要な装を設置する第一種電気通信事業者が設置する指定電気通信

) る第一種電気通信事業者の電柱等に設置する場合における次 三 他事業者が接続に必要な装置を指定電気通信設備を設置す

### の事項

イ〜ハ

略

設置する屋内配線を他事業者が利用する場合における次の事四(指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が現に

#### 項

イーハ

略)

該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原業者の料金を請求し、又は回収する場合に、これに関して当五 指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が他事

事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項六 指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者及び他

価に照らし公正妥当な金額

七 (略)

う回答において用いるべき様式設備を設置する第一種電気通信事業者が当該請求に対して行人。他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信

一項若しくは第八十八条の十五第一項のあつせん又は法第八九(他事業者との協議が調わないときの法第八十八条の十二第

十八条の十三第一項若しくは法第八十八条の十五第三項の仲

裁による解決方法

3 (略)

+ • + -

(略)

( 第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の五 法第三十八条の二第五項の規定による届出をし

の届出の場合は、接続約款の新旧対照)を記載した書類を添えようとする者は、様式第十七の二の届出書に、接続約款(変更

て提出しなければならない。

( 第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出を

要する接続料及び接続の条件)

第二十三条の六 法第三十八条の二第五項の総務省令で定める接

七 (略)

において用いるべき様式 設置する第一種電気通信事業者が当該請求に対して行う回答ハ 他事業者が接続に関して行う請求及び指定電気通信設備を

\ Z

九 十

(略)

3 (略)

( 指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の五 (同上)

(届出を要する接続料及び接続の条件)

第二十三条の六 法第三十八条の二第五項の総務省令で定める接

第二十三条の八 法第三十八条の二第八項の規定による認可接続(認可接続約款等の公表)	第二十三条の八(法第三十八条の二第八項の規定による認可接続(認可接続約款等の公表)
	一~四 (略) えて提出しなければならない。
第二十三条の七 (同上)	けようとする者は、様式第十七の三の申請書に、次の書類を添第二十三条の七 法第三十八条の二第七項の規定による認可を受請)
( 指定電気通信設備との接続に関する協定の認可の申請)	( 第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可の申
一(略)   一(略)	三 法第四十一条第一項の技術基準を定める総務省令その他の 可利用者に対する料金の請求及び回収の分担に係る事項 「別用者に対する料金の請求及び回収の分担に係る事項」が、利用者に対する料金の設定の分担に係る事項」が、利用者に対する料金の設定の分担に係る事項が、次の事項」が、一(略)
続料及び接続の条件は、次のとおりとする。	続料及び接続の条件は、次のとおりとする。

により、これを行わなければならない。おいて閲覧に供するとともに、インターネットを利用すること約款等の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所に

## ( 第二種指定電気通信設備の基準等)

- る携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。 和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第七条第九項に定め(以下「特定移動端末設備」という。)は、無線設備規則(昭2 法第三十八条の三第一項の総務省令で定める移動端末設備
- 務区域(以下「対象業務区域」という。)と同一の区域内に設して計算する。この場合において、同項の同一の第一種電気通一とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除一との、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除

同じ。) において閲覧に供することにより、これを行わなけれ記簿に登記した本店又は支店に限る。第二十四条の三において約款等の公表は、その実施の日の十日前から、営業所 (商業登

ばならない。

端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動

- 続される特定移動端末設備の数一当該第一種電気通信事業者が設置する当該伝送路設備に接
- 特定移動端末設備の数種の伝送路設備を除く。)に接続されるいては、その都道府県の区域内に設置されているすべての同二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分につ
- の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた数く。)に接続される特定移動端末設備の数に、当該都道府県ついては、当該部分の属する都道府県の区域内に設置されて一ついては、当該部分の属する都道府県の区域と一致しない部分に三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分に
- 総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて、法第三十八条の三第一項の当該第一種電気通信事業者が当該
- | 「備」という。)であつて次に掲げるもの| の機能を有する電気通信設備(以下この項において「交換設| 符号(信号を除く。)、音響若しくは影像の交換又は編集
- イ 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容す

るもの (以下「第二種指定端末系交換設備」という。)

- 下「第二種指定中継系交換設備」という。)区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの(以口)第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であつて業務
- 二 伝送路設備であつて次に掲げるもの
- 末系無線基地局」という。) から電波を受ける無線局の無線設備(以下「第二種指定端がら電波を受ける無線局の無線設備(以下「第二種指定端イー特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備
- 局」という。) 間に設置される伝送路設備設備が設置されている建物(以下「第二種指定端末系交換口 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換
- が設置されている建物との間に設置される伝送路設備八(第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備)
- 四 前三号に掲げるもののほか、交換設備、伝送路設備又は端管理、役務の制御及び端末の認証等を行うための設備 前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の

末設備であつて当該設備との適正かつ円滑な接続を確保すべ

( 第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出 )

きもの

第二十三条の九の三 法第三十八条の三第二項の規定により、接

日前 続 約款 ま でに、 を定 め、 様式第十七の五の 又は変更しようとする者は、 7届出書 に 次に掲げ そ の 実 うる事 施 の 項を記 日 の 七

載した接続約款(変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)

を添えて提出しなければならない。

一他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所

二 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の前号に

定める箇所における技術的条件

三 接続する電気通信設備の機能に係る接続料

四 第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者

及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者

の責任に関する事項

五 接続協定の締結及び解除の手続

六 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の接続の

請求を受けた日から接続の開始の日までの標準的期間

七 第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者

及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事

項

八 法第八条第一項の重要通信の取扱方法

九 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重

要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項が

あるときは、その事項

十 有効期間を定めるときは、その期間

十一 他事業者との協議が調わないときの法第八十八条の十二

第一項若しくは第八十八条の十五第一項のあつせん又は法第

八十八条の十三第一項若しくは法第八十八条の十五第三項の

仲裁による解決方法

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の公表)

第二十三条の九の四(第二十三条の八の規定は、法第三十八条の

三第五項の規定による届出接続約款の公表について準用する。

(接続協定の届出)

第二十三条の十、法第三十八条の四第一項の規定により、接続に

関する協定を締結し、又は変更しようとする第一種電気通信事

業者は、様式第十七の六の届出書に、次の書類を添えて提出し

なければならない。

| 〜 三 (略)

四 変更の届出の場合は、協定の新旧を対照した書類

(接続協定の認可の申請

第二十三条の十 法第三十八条の三第一項の認可を受けようとす

る第一種電気通信事業者は、様式第十七の五の申請書に、次の

書類を添えて提出しなければならない。

一~三 (略)

四 変更の認可申請の場合は、協定の新旧を対照した書類

### (接続約款の届出)

第二十三条の十一 した接 前まで 款を 続約 定め、 Ľ 款 様式第十七の (変更 又は変更しようとする者は、 法第三十八条 の届出の場合は、 五の届 出書に、 の 四第二項の規定により、 接 続 次に そ 約款の新旧対 1.掲げ の実 る事項 施 の日 照) を記載 の 七日 接 続 を

一他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所

添えて提出しなけ

ればならない。

- 定める箇所における技術的条件(他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の前号に)
- 三接続する電気通信設備の機能に係る接続料
- 兀 の 及びこれとその電気通信設備を接続 責任 第一 に 種 関する事 指 定電 気 項 通信 設 備を 設置す する他の電気通信事業者 る第 種 電 気 通信 事 業 者
- 五 接続協定の締結及び解除の手続
- 六 請求を受けた日から接続の開 他 の 電 気 通 信 事 業者の電気通信設 始の日までの標準的 備と接 続する際の 期間 接 続 の
- 及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事七(第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者

## 八 法第八条第一項の重要通信の取扱方法

項

### 接続約款の認可の申請)

第二十三条の十一 らない。 受けようとする者は、 の 案(変更の場合は、 根拠に 関する説明を記載した書類を添えて提出しなけ 法第三十八 接続約款 樣式第十七 条の三第二項の規定による認可 の 新 旧対照) の 六の申 及び接続料金 請書に、 接続約 の算出 れば 款 を な の

九(前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重

要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項が

あるときは、その事項

十 有効期間を定めるときは、その期間

### (接続約款の公表)

第二十三条の十二(第二十三条の八の規定は、法第三十八条の四)

第三項の規定による接続約款の公表について準用する。

(接続約款に係る接続協定の届出)

ばならない。
しようとするものは、様式第十七の七の届出書を提出しなけれ第二十三条の十三 法第三十八条の四第四項の規定による届出を

### (接続約款の届出)

| 約款(変更の場合は、接続約款の新旧対照)を記載した書類を|| る届出をしようとする者は、様式第十七の七の届出書に、接続第二十三条の十二 | 法第三十八条の三第二項ただし書の規定によ

接続約款に係る接続協定の届出)

添えて提出しなければならない。

ばならない。
しようとするものは、様式第十七の八の届出書を提出しなけれ第二十三条の十三 法第三十八条の三第三項の規定による届出を

### (接続協定の届出)

書に、次の書類を添えて行わなければならない。しようとする第一種電気通信事業者は、様式第十七の九の届出第二十三条の十四 法第三十八条の三第五項の規定による届出を

(接続に係る申立て)

ようとする第一種電気通信事業者は、様式第十七の十の申立書第二十三条の十四(法第三十九条第一項又は第二項の申立てをし

(接続に係る裁定の申請)

を提出しなければならない

申請書を提出しなければならない。をしようとする第一種電気通信事業者は、様式第十七の十一の第二十三条の十五 法第三十九条第三項又は第四項の裁定の申請

( 第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画

の届出)

(変更の届出の場合は、計画の新旧対照を記載した書類を添え第一種指定電気通信設備の機能ごとに、様式第十八の届出書とする者は、他の電気通信事業者が利用することができる当該第二十四条 法第三十九条の二第一項の規定による届出をしよう

て)を提出しなければならない。

一 協定書の写し

一 変更の届出の場合は、協定の新旧を対照した書類

(接続に係る申立て)

第二十三条の十五 (同上)

接続に係る裁定の申請)

第二十三条の十六 (同上)

(指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の届

出

### (届出の期限)

数は、次に掲げる場合を除き二百日とする。第二十四条の二(法第三十九条の二第一項の総務省令で定める日

| 〜三 (略)

2 前項第三号本文の規定にかかわらず、第一種指定電気通信設置 前項第三号本文の規定にかかわらず、第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがないと認め 気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがないと認め 気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがないと認め 気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがないと認め 気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがないと認め 気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、当該規定による日数前 数前までに計画を届け出ることを要しない。

(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画

の公表)

覧に供しなければならない。ただし、第二十四条の二第一項第もに、当該計画を七日以内に営業所その他の事業所において閲た計画の概要を届出の日から三十日以内に官報に掲載するとと第二十四条の三 法第三十九条の二第二項の規定による公表をし

届出の期限)

数は、次の各号に掲げる場合を除き二百日とする。第二十四条の二 法第三十九条の二第一項の総務省令で定める日

| 〜 三 (略)

国を届け出ることを要しない。 三丁の一種電気通信事業者の電気通信設備と指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがないと認められる場合での円滑な接続に支障が生ずるおそれがないと認められる場合での円滑な接続に支障が生ずるおそれがないと正当な理由があり、か届け出ることができないことについて正当な理由があり、から可、総務大臣の承認を受けたときは、当該規定による日数前までにの円滑な接続に支障が生ずるおそれがないと認められる場合である。 一種電気通信事業者は、当該規定による日数前までに 1 前項第三号本文の規定にかかわらず、指定電気通信設備を設

( 指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の公

表)

ばならない。ただし、第二十四条の二第一項第二号の場合は、もに、当該計画を七日以内に営業所において閲覧に供しなけれた計画の概要を届出の日から三十日以内に官報に掲載するとと第二十四条の三 法第三十九条の二第二項の規定による公表をし

計画 能の提供の開始の日の三十日前までに営業所その他の事業所に までに官報に掲載するとともに、 二号の場合は、 の概要を当該計画に係る機能の提供の開始の日の三十日前 同条第一項の規定に基づき総務大臣に届け出た 当該計画を当該計画に係る機

(届出を要しない機能

おいて閲覧に供しなければならない

第二十四条の四 法第三十九条の二第一項の総務省令で定める機

能は、

次のとおりとする

- に を書換える機能 者の第一種指定電気通信設備用のプログラム又はそのデータ 第一 第一 種指定電気通信設備の機能を変更又は追加するため 種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業
- 一 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者 の第一種指定電気通信設備に関する通信量等の測定機能
- $\equiv$ に関する料金を精算する機能を除く。 該料金を計算する機能(他の電気通信事業者と電気通信役務 の提供する電気通信役務に関する料金を課金する機能及び当 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者

兀 第一種指定電気通信設備を監視し又は制御するための機能

> 載するとともに、 該計画に係る機能の提供の開始の日の三十日前までに官報に掲 同条第一項の規定に基づき総務大臣に届け出た計画の概要を当 の日の三十日前までに営業所において閲覧に供しなければなら 当該計画を当該計画に係る機能の提供の開 始

届出を要しない機能

ない。

第二十四条の四 法第三十九条の二第一項の総務省令で定める機

能は、 電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の指定電気通 指定電気通信設備の機能を変更又は追加するために、 次のとおりとする。

指定

信設備用のプログラム又はそのデータを書換える機能

- 電気通信設備に関する通信量等の測定機能 指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の指定
- $\equiv$ する電気通信役務に関する料金を課金する機能及び当該料金 る料金を精算する機能を除く。 を計算する機能(他の電気通信事業者と電気通信役務に関す 指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の提供

兀 指定電気通信設備を監視し又は制御するための機能(他の

(他の電気通信事業者の通信の取扱いに影響を及ぼす機能を

### 除く

電話機との間の信号の伝送交換に係る機能に限る。)即時に収納するための機能(第一種指定加入者交換機と公衆五)公衆電話機により提供される電気通信役務に関する料金を

接続に関する機能を除く。)の業務の部門のみに接続する機能(他の電気通信事業者との設置する第一種電気通信事業者の保守管理業務の部門等特定六、交換設備及び伝送路設備により第一種指定電気通信設備を

以外の電気通信設備を用いずに可能となるものく。)であつて、その機能の提供が第一種指定加入者交換機を設定し又は変更するための機能を除を設定し又は変更するための機能を除る設定し又は変更するための機能(他の電気通信事業者との規供する電気通信役務の利用者が、端末設備から利用条件、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者

### 八 (略)

## ( 共用協定の認可の申請 )

うとする第一種電気通信事業者は、様式第十七の八の申請書第二十五条 法第三十九条の三第一項の規定による認可を受けよ

電気通信事業者の通信の取扱いに影響を及ぼす機能を除

#### **⟨**

との間の信号の伝送交換に係る機能に限る。) 即時に収納するための機能 (指定加入者交換機と公衆電話機五 公衆電話機により提供される電気通信役務に関する料金を

つて、その機能の提供が指定加入者交換機以外の電気通信設備を設置する第一種電気通信設備を設置する第一種電気通信設備を設置する第一種電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の保守管理業務の部門等特定の業務 対 交換設備及び伝送路設備により指定電気通信設備を設置するための機能により指定電気通信設備を設置す

### 八 (略)

備を用いずに可能となるもの

## 共用協定の認可の申請)

うとする第一種電気通信事業者は、様式第十七の五の申請書第二十五条 法第三十九条の三第一項の規定による認可を受けよ

ĺĆ 次の書類を添えて提出しなければならない。

一~四(略)

ĺĆ

次の書類を添えて提出しなければならない。

一~四(略)

約款外役務 の提供に関する契約の認可の申請)

第二十五条の二 法第三十九条の三第二項の認可を受けようとす

ればならない。

る者は、

様式第十九の申請書に、

次の書類を添えて提出しなけ

契約書の写し

契約の相手方たる第二種電気通 信事業者が負担すべき金

の算出の根拠に関する説明書

Ξ 変更の 認可申請の場合は、 契約の新旧を対照した書類

共用協定の届出)

第二十五条の三 に次の書類を添えて行わなければならない。 ようとする第一種電気通信事業者は、 法第三十九条の三第四項の規定による届出をし 様式第十七の九の届出

(略)

共用等に係る申立て)

第二十五条の四 法第三十九条の四第一項の申立てをしようとす

<u>·</u> (略) に次の書類を添えて行わなければならない。

第二十五条の二

法第三十九条の三第五項の規定による届出をし

(共用協定の届出)

ようとする第一

種電気通信事業者は、

様式第十七の九の届出書

共用に係る申立て)

第二十五条の三 法第三十九条の四第一項の申立てをしようとす

こう 、゙、こうここと る第一種電気通信事業者は、様式第十七の十の申立書を提出し

なければならない。

## (共用に係る裁定の申請)

気通信事業者は、様式第十七の十一の申請書を提出しなければ十九条第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする第一種電第二十五条の四 法第三十九条の四第二項において準用する第三

ならない。

## 卸電気通信役務の提供をする契約の届出)

第二十五条の五 は、 通信 を添えて提出しなければならない。 (変更 そ 役 の 務 実施 の の 届出 提 供 の の場合は、 日までに、 をする契約を締結し、 法第三十九条の五第一項の規定により、 契約書 様式第十九の の 新 又は変更しようとする者 旧 対照) 届出書に、 を記載し 契約書 た書類 卸 電気 の 写

卸電気通信役務に関する契約約款の届出)

あつて る るものに 第一 は、 種電気 あつては、 様式第十七の十の申立書 通 信 事業者は、 様式第十 九の二の申立書を提出しなけ 電 気通 を、 信 設 約 備 款 の共用に係 外 · 役 務 の 提供 るも れ に の ば 係 に

共用等に係る裁定の申請)

ならない。

第二十五条 供に ければならない のにあつては、 とする第一種電気通信事業者は、 係るものにあつては が 五 樣式第十七 法第三十九条の四第二項 。 十 ー 様式第十九の三の申請書を提出し 電気通 の 申請 書を、 信設備 の 裁定 約款 の共用に係るも の申請 外役務 をし よう の な 提

第二十五条の六 通信役務に関する料金その他の提供条件について契約約款を定 法第三十九条の五第二項の規定により、 卸 電気

め、 又は変更しようとする者は、 その実施の 日の七日前 まで

に 様式十九の二の届出書に、 新旧対照)を記載した書類を添えて提出しなけ 契約約款 (変更の届出の場合

ればならない。

ιţ

契約約款の

(卸電気通信役務に関する契約約款の公表)

第二十五条の七 いて準用する。 四項の規定による卸電気通信役務に関する契約約款の公表につ 第二十三条の八の規定は、 法第三十九条の五第

(卸電気通信役務の提供に係る裁定の申請)

第二十五条の八 業者は、 三項又は第四項の裁定の申請をしようとする第一種電気通信事 様式第十九の三の申請書を提出しなければならない。 法三十九条の六において準用する第三十九条第

へ 卸 :電気通信役務の提供に係る申立て)

第二十五条の九 項の申立てをしようとする第一種電気通信事業者 法第三十九条の六において準用する法第三十九

条の

四第一

は、様式第十九の四の申立書を提出しなければならない。

(利用者からの端末設備の接続請求を拒める場合)

第三十一条 法第四十九条第一項の総務省令で定める場合は、利

用者から、端末設備であつて電波を使用するもの(別に告示で

が著しく不適当なもの(法第三十一条の四第一項の届出をし、定めるものを除く。)及び公衆電話機その他利用者による接続

が著しく不適当なも

の

(法第三十一

条の四

第

項

の認可を受け

た場合のものに限る。

の接続の請求を受けた場合とする

又は同条第三項の認可を受けた場合のものに限る。)の接続の

請求を受けた場合とする。

契約約款の届出を要しない提供条件)

第三十八条の二 法第三十一条の四第九項の総務省令で定める事

項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(準用)

第四十条 第二十条 (第八号を除く。)、第二十三条の十、第二

十三条の十四から第二十三条の十五まで、第二十五条、第二十

五条の二から第二十五条の四まで、第二十五条の八、第二十五

条の九、第二十八条及び第二十九条の規定は、特別第二種電気

利用者からの端末設備の接続請求を拒める場合)

第三十一条 定めるものを除く。 用 者から、 端末設 法第四十九条第一項の総務省令で定める場合は、 備であつて電波を 及び公衆電話機その 使用す るも 他利用者による の (別に告 接 示 続 で 利

契約約款の届出を要しない提供条件)

項は、次のとおりとする。第三十八条の二(法第三十一条の四第五項の総務省令で定める事

一・二 (略)

(準用)

定は、特別第二種電気通信事業者について準用する。
五条の三から第二十六条まで、第二十八条及び第二十九条の規十三条の十四から第二十三条の十六まで、第二十五条、第二十第四十条 第二十条 (第八号を除く。)、第二十三条の十、第二

通 信事業 者につい · て 準 用する。

2 + 第二十三条 五 条 の 四 の 第二十 + 四 五条 第二十三 の 八及び 条 の 第二十 + 五 五 第二十五 条 の 九 条 の規 の Ξ 定 ぼ、 第

般 第二種電 気 通 信 事業者につい て準用する。

協 議に お L١ て定めた事項 の 出)

第四十二条 以 外 とするときは、 による協 の の届出書を総務大臣に提出しなければならない 者及び の 権 議 原に基づ 所 有者。 が調つた場合におい 第 そ 種 きその土地等 以 の 電 気通 協 下 議が調つた日か 同 ڗ 信事業者及び て、 Ŕ を使用する者があるとき 同 法 条第 ら 十 土 第七十三条第 地 · 日 以 六項の 等 の所 内 に 届出をしよう 有 者 項 樣  $\overline{\phantom{a}}$ は、 所 式 の 第四 規 有 定 そ 権

+

第六十六条 達先、 交 付 電 報 又は らない に基づき、 その の 国 正当 [際電 配 他 達 信電 総務大臣 の 配 東日本電信電話株式会社、 電 配 達 に 達 報 話 に 株 準ずる行為を含む。 及 び 関 の 式 配 する現業事 認可を受けて定める契約約款にお 会社は、 達 の 免責 法第三十 事 務 由 を 以下同じ。 取 について定めなけ 西日本電信電話株式会社 り扱う事務 一条の四第三項 に関 所に れば しし お の け 規 て、 な 配 る 定

> 協議に お L١ て定めた事項の 出

第四十二条 以 十の届出書を総務大臣に提出しなければならない とするときは、 による協 の る者及び 外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、 ) 所 有 議が調つた場合において、 第 者。 そ 種電気通 の協 以 下同じ。 議が調つた日 信 事 業者及び Ιţ から十日以内 同条第五項の 法第七十三条第一 土地 等の所 有者 に 届 出をし 樣 項 ) 所 式 の よう 有権 第 規 끄 定 そ

第六十六条 に基づき、 又は らない 電 達 交付その 先、 報 国際 の 正 配 当の 他配 電 達 へ 電 総 信 東日本 務大臣 配 達に準ずる行為を含む。 電 達 報 話 及び · 電 信 に 株 関す 式会社は、 の認可を受けて定める契約約款 配 電話株式会社、 達 る現業事務 の 免責事 法第三十 を取 由につ 以下同じ。 西日本電 IJ )扱う事 いて定めなけ 条 の 兀 信電話株式 務 第 に 所 に にお 項 の 関 おい れ ば け て、 規 슷 社 る な 配 定

(略)

旧公衆法に規定する電話加入権に相当するものの要件)

第六十七条 役務の提供を受ける契約に基づく権利であることとする。 の各号に適合することを条件として総務大臣が指定する電話 法附則第九条第二項の総務省令で定める要件は、 次 の

5  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ (略)

2 電話株式会社の定める契約約款の認可に関する処分の際に告示 種電気通信 に より行うものとする 前項の指定は、 事業者たる東日本電信電話株式会社又は西日本電信 法第三十一条の四第三項の規定に基づく第一

3 (略)

(申請等の方法)

第六十九条 含む。 ぞれ同表下欄に掲げる総合通信局長(沖縄総合通信事務 申請等」 以下同じ。)を経由して行うことができる。 という。 次の表の上欄に掲げる申請、 )をしようとする者は、 届出又は申立て(以下 当該申請等をそれ 所長を

> 2 略 )

旧公衆法に規定する電話加入権に相当するものの要件)

第六十七条 役務の提供を受ける契約に基づく権利であることとする。 の各号に適合することを条件として総務大臣が指定する電 法附則第九条第二項の総務省令で定める要件は、 話 次 の

∫ <u>=</u> (略)

2 電 種電気通 話株式会社の定める契約約款の認可に関する処分の際に告示 前項の指定は、 信事業者たる東日本電信電話株式会社又は西日本電 法第三十一条の四 第一 項の規定に基づく第一 信

3 略)

に

より行うものとする

申請等の方法)

第六十九条 (同上)

申请等	総 全 通		申清等	総合通
	i i			;
	信 局 長			信 局 長
一 (略)	(略)		一 (略)	(略)
二 法第二十四条第一項の登録若しくは第二	(略)		二 法第二十四条第一項の登録若しくは第二	(略)
十七条第一項の変更登録の申請、法第二十			十七条第一項の変更登録の申請、法第二十	
七条第四項、第三十条において準用する第			七条第四項、第三十条において準用する第	
二十三条、第三十一条の三第一項若しくは			二十三条、第三十一条の三第一項若しくは	
第三十一条の四第九項の規定による届出、			第三十一条の四第五項の規定による届出、	
法第三十九条の六において準用する第三十			法第三十九条の四第一項の申立て若しくは	
三 法第三十一条の四第三項、第四十九条第	(略)		三 法第三十一条の四第一項、第三十九条の	(略)
一項若しくは第五十二条第一項第一号の認		_	三第二項、第四十九条第一項若しくは第五	
可若しくは法第四十条の認可(第一種電気			十二条第一項第一号の認可若しくは法第四	
通信事業に係るものに限る。)の申請、法			十条の認可(第一種電気通信事業に係るも	三 九

	事業者が行うものに限る。)又は法第八十を含む。)の裁定の申請(第一種電気通信
	- 九条の四第二項において準用する、
	る。)、第三十九条第三項及び第四項(第(第一種電気通信事業者が行うものに限
	は第三十九条の四第一項の申立
	のに限る。)、第三十九条第一項及び第二
	項の届出(第一種電気通信事業者が行うも
	十九条の三第五項若しくは第八十五条第一
	の二第九項、第三十八条の四第一項、第三
	十五条第四項の認可の申請、法第三十八条
	申請、第三十九条の三第一項若しくは第八
	において準用する場合を含む。)の確認の
(略)	四 法第十二条第四項 ( 法第十四条第四項
	業者が行うものに限る。)
	一項の申立て(いずれも第一種電気通信事
	項の裁定の申請若しくは第三十九条の四第
	て準用する第三十九条第三項若しくは第四
	第五項の届出又は法第三十九条の六におい
	第三十一条第一項若しくは第三十一条の四

	の申請
	に限る。) 又は法第八十六条第一項の指定
	(電気通信設備の接続又は共用に係るもの
	くは第三十九条の四第二項の裁定の申請
	くは法第三十九条第三項、同条第四項若し
	しくは第三十九条の四第一項の申立て若し
	届出、法第三十九条第一項、同条第二項若
	項若しくは第八十五条第一項の規定による
	三十八条の三第五項、第三十九条の三第四
	認可の申請、法第三十八条の二第九項、第
	条の三第一項若しくは第八十五条第三項の
	申請、法第三十八条の三第一項、第三十九
	において準用する場合を含む。)の確認の
(略)	四 法第十二条第四項 ( 法第十四条第四項
	限る。)
	いて、第一種電気通信事業者が行うものに
	同条第二項の裁定の申請(約款外役務につ
	法第三十九条の四第一項の申立て若しくは
	若しくは第三十一条の四第三項の届出又は
	のに限る。)の申請、法第三十一条第一項

	ブララ	
	一項の排気の再覧	り旨定り自
	言	Ħ

四十三条の規定による届出をしようとする者又は第三十九条の2 法第二十二条、第二十三条第二項から第四項まで若しくは第

六において準用する第三十九条第三項の裁定の申請をしようと

は裁定の申請をその者の住所を管轄する総合通信基盤局長を経する者(一般第二種電気通信事業者に限る。)は、当該届出又

由して行うものとする。

の住所を管轄する総合通信局長を経由して行うものとする。三条の規定による届出をしようとする者は、当該届出をその者2 法第二十二条、第二十三条第二項から第四項まで又は第四十

īF 現 行 ひ 案 樣式第1(第3条第1項関係) 様式第1(第3条第1項関係) 第一種電気通信事業許可申請書 第一種電気通信事業許可申請書 年 月 日 年 月 日 総務大臣 殿 総務大臣 殿 郵便番号 郵便番号 (ふりがな) (ふりがな) 住 所 住 所 (ふりがな) (ふりがな) 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 名( 自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 を記載することとし、代表者が自筆で記 を記載することとし、代表者が自筆で記 入したときは、押印を省略できる。) 印 入したときは、押印を省略できる。) 印 電気通信事業法第9条第1項の規定により、第一種電気通信事業の許可を受けた 電気通信事業法第9条第1項の規定により、第一種電気通信事業の許可を受けた いので、次のとおり申請します。 いので、次のとおり申請します。 1 電気通信役務の種類 電気通信役務の種類 2 電気通信役務の態様 (略) 電気通信役務の態様 (略) 3 業務区域 3 業務区域 注1 電気通信役務の種類及び態様の区分ごとに次の事項を記載すること 注1 電気通信役務の種類及び態様の区分ごとに記載すること (1) 電気通信役務(卸電気通信役務を除く。)の提供に係る業務区域 (2) 卸電気通信役務の提供に係る業務区域 (以下略) (以下略)

改 正 案	現 行
様式第 16 の 2 の 2 (第 21 条関係)	770
<u>契約約款設定(変更)届出書</u> <u>年 月 日</u>	
## 1	
電気通信事業法第 31 条の 4 第 1 項の規定により別紙のとおり 契約約款を設定 契約約款を変更 するので届け出ます。    実施期日	

改 正 案 行 様式第16の3(第21条の3関係) 様式第16の3(第21条関係) 契約約款設定(変更)認可申請書 契約約款設定(変更)認可申請書 年 月 日 年 月 日 総務大臣 殿 総務大臣 殿 郵便番号 郵便番号 (ふりがな) (ふりがな) 住 所 住 所 (ふりがな) (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記 載することとし、代表者が自筆で記入したと 載することとし、代表者が自筆で記入したと きは、押印を省略できる。) きは、押印を省略できる。) 許可の番号及び年月日 許可の番号及び年月日 電気通信事業法<u>第31条の4第3項</u>の規定により 別紙のとおり契約約款の変更 電気通信事業法<u>第31条の4第1項</u>の規定により 別紙契約約款の案のとおり契約 別紙のとおり契約約款の変更 約款の設定 の認可を受けたいので申請します 約款の設定 の認可を受けたいので申請します 実施期日 実 施 期 日 注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。 注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改 正 案	現行
様式第 16 の 4 (第 22 条関係)	様式第 16 の 4 (第 22 条関係)
契約約款設定(変更)届出書 年 月 日	契約約款設定(変更)届出書 年 月 日
総務大臣 殿  郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略 できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 許可の番号及び年月日	総務大臣 殿 (中 略)
電気通信事業法 <u>第31条の4第5項</u> の規定により、次のとおり標準契約約款と同一の契約約款を設定 同一の契約約款を設定 契約約款と同一のもの (以 下 略)	電気通信事業法 <u>第31条の4第3項</u> の規定により、次のとおり標準契約約款と同一の契約約款を設定 思約約款を設定 契約約款と同一のもの に変更するので届け出ます。 (以 下 略)

改 正 案	現    行
様式第 16 の 5 (第 22 条の 7 関係 )	
<u>禁止行為規定遵守措置等報告書</u> 年 月 日	
総務大臣 殿       郵便番号 <ul> <li>(ふりがな)</li> <li>住 所</li> <li>(ふりがな)</li> <li>氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。</li> <li>法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)</li> <li>印</li> </ul>	
電気通信事業法第37条の3第5項の規定により、別紙のとおり禁止行為の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。	
注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。	

	T
改 正 案	現 行
様式 17 の 5 ( <u>第 23 条の 9 の 3、第 23 条の 11</u> 関係)	様式 17 の 5 ( <u>第 23 条の 10、第 25 条</u> 関係 )
接続約款設定(変更)届出書 年月日	接続 共用 共用 年 月 日
総務大臣 殿	総務大臣の殿
郵便番号	郵便番号
(ふりがな)	(ふりがな)
住 所 (ふりがな)	住 所 (アルがわ)
( かりかな ) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。	(ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。
氏 日 (日本で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を 記載することとし、代表者が自筆で記入し たときは、押印を省略できる。)	氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を 記載することとし、代表者が自筆で記入し たときは、押印を省略できる。)
許可の番号及び年月日	許可の番号及び年月日
電気通信事業法 第 <u>38条の3第2項</u> の規定により、 <u>別紙接続約款の案のとおり接続約款を設定</u> 第38条の4第2項 <u>別紙のとおり接続約款を変更</u>	電気通信事業法 <u>第38条の3第1項</u> の規定により、 <u>次のとおり電気通信設備の 接続</u> に関する協定の <u>共用</u>
<u>ので届け出ます。</u>	締結 変 <u>更</u> の認可を受けたいので申請します。
実施期日	当事者の氏名(法人にあっては、名称
	及び代表者の氏名)及び住所 接続又は共用しようとする電気通信設備
注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。	締結又は変更しようとする協定の概要
	予定する協定の期間
	協定の締結又は変更を必要とする理由
	<u>その他参考となる事項</u>
	注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改 正 案	現 行
様式第 17 の 6 ( <u>第 23 条の 10</u> 関係)	様式第 17 の 6 ( <u>第 23 条の 11</u> 関係 )
接続協定締結(変更)届出書 年 月 日	<u>接続約款設定(変更)認可申請書</u> 年 月 日
総務大臣 殿  郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 許可の番号及び年月日  電気通信事業法第38条の4第1項の規定により、次のとおり電気通信設備の接続に関する協定を避益するので届け出ます。  当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所 接続しようとする電気通信設備  締結又は変更しようとする協定の概要  予定する協定の期間 協定の締結又は変更を必要とする理由  その他参考となる事項  注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。	総務大臣 殿  郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 許可の番号及び年月日  電気通信事業法第38条の3第2項の規定により、別紙接続約款の家のとおり接続約款の設定の認可を受けたいので申請します。  実 施 期 日  注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改 正 案	現 行
様式第 17 の 7 ( <u>第 23 条の 13</u> 関係) <u>接続協定締結(変更)届出書</u> 年 月 日	様式第 17 の 7 ( <u>第 23 条の 12</u> 関係) <u>接続約款設定(変更)届出書</u> 年 月 日
総務大臣 殿  郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 許可の番号及び年月日  電気通信事業法第38条の4第4項の規定により、次のとおり電気通信設備の接続に関する協定を変更したので届け出ます。  当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所 接続しようとする電気通信設備  締結又は変更しようとする協定の概要 協定の締結又は変更した協定の概要 協定の締結又は変更した協定の概要  「協定の締結又は変更した協定の概要 との他参考となる事項  注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。	総務大臣 殿  郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を 記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 許可の番号及び年月日  電気通信事業法第38条の3第2項の規定により、別紙接続約款の案のとおり接続約款を設定 ので届け出ます。  実 施 期 日  注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

	現
様式第 17 の 8 ( <u>第 25 条</u> 関係) <u>共用協定締結(変更)認可申請書</u> 年 月 日	様式第 17 の 8 ( <u>第 23 条の 13</u> 関係) <u>接続協定締結(変更)届出書</u> 年 月 日
総務大臣 殿  郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 許可の番号及び年月日  電気通信事業法第39条の3第1項の規定により、次のとおり電気通信設備の共用に関する協定の	総務大臣 殿  郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)  許可の番号及び年月日  電気通信事業法第38条の3第3項の規定により、次のとおり電気通信設備の接続に関する協定を
海結 変更	####################################
当事者の氏名(法人にあつては、名称及	当事者の氏名(法人にあつては、名称及
び代表者の氏名)及び住所 共用しようとする電気通信設備	び代表者の氏名)及び住所       接続した       電気通信設備
締結又は変更しようとする協定の概要	締結又は変更 <u>した</u> 協定の概要
予定する協定の期間	その他参考となる事項
協定の締結又は変更を必要とする理由	注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
その他参考となる事項 注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。	

改 正 案	現行
様式第 17 の 9 ( <u>第 25 条の 2</u> 関係)	様式第 17 の 9 ( <u>第 23 条の 14、第 25 条の 3</u> 関係)
共用協定締結(変更)届出書 年 月 日	接続 共用 協定締結(変更)届出書
	年 月 日
総務大臣 殿 郵便番号	総務大臣 殿 郵便番号
がなり (ふりがな)	郵便留与   ふりがな)
住 所 (ふりがな)	住 所 (ふりがな)
氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記 載することとし、代表者が自筆で記入したと	氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記 載することとし、代表者が自筆で記入したと
新可の番号及び年月日 許可の番号及び年月日	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
電気通信事業法 <u>第39条の3第5項の規定</u> により、次のとおり電気通信設備の共用に関する協定を 締結 変更	電気通信事業法 <u>第 38 条の 3 第 5 項</u> の規定により、次のとおり電気設備の <u>接続</u> に関する協定を <u>締結</u> 変更
当事者の氏名(法人にあつては、名称及	
び代表者の氏名)及び住所 共用しようとする電気通信設備	当事者の氏名(法人にあつては、名称及   び代表者の氏名)及び住所
締結又は変更しようとする協定の概要	接続又は共用しようとする電気通信設 備
協定の締結又は変更を必要とする理由	締結又は変更しようとする協定の概要
その他参考となる事項	協定の締結又は変更を必要とする理由
	その他参考となる事項
注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。	注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改 正 案	現 行
様式第 17 の 11 ( <u>第 23 条の 15、第 25 条の 4</u> 関係) 接続 共用 協定裁定申請書	様式第 17 の 11 ( <u>第 23 条の 16</u> 、 <u>第 25 条の 5</u> 関係 ) 接続 共用 協定裁定申請書
年 月 日	年 月 日
総務大臣 殿  郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 許可の番号及び年月日  第39条第3項 第39条第4項 第39条第4項 第39条の4第2項 第39条の4第2項	総務大臣 殿  郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 許可の番号及び年月日  第39条第3項 電気通信設備の接続に関する協議が不調のため、電気通信事業法第39条第4項 共用 不能 第39条の4第2項 の規定により、次のとおり裁定を申請します。

当事者の氏名(法人にあつては、		]	当事者の氏名(法人にあつては、			
名称及び代表者の氏名)及び住所			名称及び代表者の氏名)及び住所			
接続又は共用しようとする電気通		1	接続又は共用しようとする電気通			
信設備			信設備			
締結又は変更しようとする協定の		1	締結又は変更しようとする協定の			
概要			概要			
予定する協定の期間		- I	予定する協定の期間			
協議の不調又は不能の理由		-	協議の不調又は不能の理由			
当該接続又は共用が公共の利益を		1	当該接続又は共用が公共の利益を			
増進するために必要であり、か			増進するために必要であり、か			
つ、適切であると認められる理由			つ、適切であると認められる理由			
接続又は共用命令を経ている場合		1	接続又は共用命令を経ている場合			
は、その年月日			は、その年月日			
その他参考となる事項		-	その他参考となる事項			
		」 注   用 紙				注
の大きさは、日本工業規格A列4番	ひ 正 案		用紙の大きさは、日本工業規格A列4	- 現 行		
				現 仃		
様式第 19 ( <u>第 25 条の 6</u> 関係)			様式第 19 ( <u>第 25 条の 2</u> 関係)			
		· ·				
<u>卸電気通信役務</u>	<u> 络の提供をする契約締結(変更)届出書</u>		約款外役務	<u>提供契約締結(変更)認可申請書</u>		
卸電気通信役務		月日	約款外役務	_	<b>₽</b> 月	日
		月日	約款外役務 約款外役務 総務大臣 殿	_	<b>₣ 月</b>	日
<u>卸電気通信役</u> 系 総務大臣 殿	年	月日		_	F 月	日
		月日			F 月	日
	年	月日		郵便番号	₣ 月	日
	年郵便番号	月日		郵便番号 (ふりがな)	F 月	日
	年 郵便番号 (ふりがな)	月日		郵便番号 (ふりがな) 住 所		
	年 郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省	当略できる。		郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印 法人にあつては、名称及び代表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	きる。 を記
	年 郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省 法人にあつては、名称及び代表者の	<b>省略できる。</b> の氏名を記		郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印 法人にあつては、名称及び代え 載することとし、代表者が自領	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	きる。 を記
	年 郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省 法人にあつては、名称及び代表者・ 載することとし、代表者が自筆で	<b>省略できる。</b> の氏名を記		郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印 法人にあつては、名称及び代え 載することとし、代表者が自領 きは、押印を省略できる。)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	きる。 を記 た <u>ト</u>
	年 郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省 法人にあつては、名称及び代表者の	<b>省略できる。</b> の氏名を記		郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印 法人にあつては、名称及び代え 載することとし、代表者が自領	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	きる。 を記

変更 するので届け出ます。	
契約の相手方の氏名(法人にあつては、	
名称及び代表者の氏名)及び住所	
締結又は変更しようとする <u>契約</u> の概要	
予定する契約の期間	
契約の締結又は変更を必要とする理由	
その他参考となる事項	

電気通信事業法第39条の5第1項の規定により、次のとおり卸電気通信役務の提供をする契約を

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

電気通信事業法<u>第39条の3第2項</u>の規定により、次のとおり<u>約款外役務の提供に関する契約の</u> 締結 変更

契約の相手方の氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)及び住所	
締結又は変更しようとする <u>協定</u> の概要	
予定する契約の期間	
契約の締結又は変更を必要とする理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案	現 行
様式第 19 の 2 ( <u>第 25 条の 7</u> 関係)	様式第 19 の 2 ( <u>第 25 条の 4</u> 関係)
卸電気通信役務に関する契約約款設定(変更)届出書	約款外役務の提供に関する命令申立書
年 月 日	年 月 日 総務大臣 殿
総務大臣 殿	高い 引力 八 正
郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。  法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)  許可の番号及び年月日	郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。  法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 許可の番号及び年月日
電気通信事業法第39条の5第2項の規定により、別紙契約約款の案のとおり契約約款を設定 別紙のとおり契約約款を変更 するので届け出ます。	約款外役務の提供に関する協議が $\frac{Ri}{Ri}$ のため、電気通信事業法第 $39$ 条の $4$ 第 $1$ 項の規定のより、 次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。
実施期日 注用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。	協議の相手方の氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)及び住所 締結又は変更しようとする協定の概要 予定する契約の期間 協議の不調又は不能の理由 当該約款外役務の提供が公共の利益を増 進するために必要であり、かつ、適切で あると認められる理由 その他参考となる事項 注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案	現 行
様式第 19 の 3 ( <u>第 25 条の 8</u> 関係)	様式第 19 の 3 ( <u>第 25 条の 5</u> 関係)
<u>卸電気通信役務の提供に係る</u> 裁定申請書	<u>約款外役務の提供に関する</u> 裁定申請書
年 月 日	年 月 日
総務大臣 殿  郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 許可の番号及び年月日	総務大臣 殿  郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 許可の番号及び年月日
<u>卸電気通信役務の提供に係る</u> 協議が $^{ ext{不調}}$ のため、電気通信事業法 <u>第 39 条の 6 において準用する</u> 不能 第 39 条第 3 項 第 39 条第 4 項 の規定により、次のとおり裁定を申請します。	<u>約款外役務の提供に関する契約の細目について協議が不能のため、電気通信事業法第39条の4第2項の規定により、次のとおり裁定を申請します。</u>
当事者の氏名(法人にあつては、名称及	名称及び代表者の氏名)及び住所 締結又は変更しようとする協定の概要
び代表者の氏名)及び住所	神和大は支史しようとする   加足の似安
締結又は変更しようとする契約の概要	予定する契約の期間
予定する契約の期間	協議の不調又は不能の理由
協議の不調又は不能の理由	約款外役務の提供に関する命令を経て
当該卸電気通信役務の提供が公共の利	いる場合は、その年月日 その他参考となる事項
<u>益を増進するために必要であり、かつ、</u>	ての他多ちとなる争項
<u>適当であると認められる理由</u> <u>卸電気通信</u> 役務の提供に関する命令を	注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	
注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。	

改 正 案	現 行
様式第 19 の 4 (第 25 条の 9 関係)	
卸電気通信役務の提供に係る命令申立書	
<u>年 月 日</u>	
郵便番号       (ふりがな)         住 所       (ふりがな)         氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。         法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)         許可の番号及び年月日	
卸電気通信役務の提供に係る協議が <u>不調のため、電気通信事業法第39条の6において準用する</u> 不能 第39条の4第1項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。	
当事者の氏名(法人にあつては、名称及 び代表者の氏名)及び住所 締結又は変更しようとする契約の概要 予定する契約の期間	
協議の不調又は不能の理由 当該卸電気通信役務の提供が公共の利	
益を増進するために必要であり、かつ、         適当であると認められる理由         その他参考となる事項	
<u>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</u>	

改 正 案	現行
様式第 40 (第 42 条関係)	様式第 40 ( 第 42 条関係 )
土地等 健 用 の協議成立届出書 継続使用	世 生地等 機続使用 の協議成立届出書
年 月 日 総務大臣 殿	年 月 日 総務大臣 殿
(中略)	(中略)
使 用 年 月 日認可があった土地等の 継続使用 について、下記のとおり、協 議が成立したので、電気通信事業法 <u>第73条第6項</u> の規定により、届け出ます。	使 用 年 月 日認可があった土地等の 継続使用 議が成立したので、電気通信事業法 <u>第 73 条第 5 項</u> の規定により、届け出ます。
(以下略)	(以下略)